

## 【重要事項説明書】海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください） （契約概要・注意喚起情報）

■「意向確認」はご契約に際し、保険商品および補償内容がお客様のご希望に沿った内容であること、また、お申込みをいただくうえで、重要な事項について正しく申込書にご記入いただいたことを確認していただくものです。記載内容を必ずご確認の上、ご契約ください。

■「契約概要」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。また、「注意喚起情報」はご契約に際し、お客様に不利益になる事項などの特にご確認いただきたい事項を説明したものです。いずれも必ずご一読いただき、内容をご確認の上、お申込みいただくとともに、本書面をご契約後も保管くださいますように、お願い申し上げます。

■この画面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険証券契約証「トラベラーズハンドブック」をご参照ください。「トラベラーズハンドブック」は、弊社Web約款サイト (<http://www.chubb.com/jp-yakkan>) からでもご覧いただくことが可能です。また不明な点につきましては、ご遠慮なく弊社変更受付センターまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者（\*1）が異なる場合は、ご契約者から契約内容、本説明書の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

（\*1）保険の対象となる方を示します。以下「被保険者」といいます。

### 意向確認

こちらの保険商品（海外旅行保険）は、海外旅行中に被ったケガなどに備える保険です。お客様のご希望どおりとなっているか、以下（1）～（3）の内容をご確認ください。お客様のご希望に沿わない部分がありましたら、弊社変更受付センターまでお申し出ください。

- （1） 渡航者（被保険者の範囲）、渡航（旅行）先、渡航（保険）期間、渡航目的についてお客様のご希望どおりとなっているかをご確認ください。
- （2） ご入力の被保険者情報欄、また告知事項がすべて正しいかご確認ください。
- （3） こちらの保険商品の補償内容（保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合など）、保険金額、特約の内容、保険料についてお客様のご希望どおりとなっているかご確認ください。

### 契約概要

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

##### （1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（\*2）の海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや病気の発病といった様々な事故に対し、保険金をお支払いします。

（\*2）海外に永住される方や帰国予定のない方および移民査証（グリーンカード）をお持ちの方はこの保険のご契約はできません。

##### （2）補償内容

パンフレット等に掲載されたご契約タイプの主な保険金の種類を記載しています。保険金の種類は、ご契約の内容により様々なパターン（組み合わせ）でセットいただくことが可能です。また、保険金の種類によっては、事故により発生する様々な費用をお支払いできる場合がありますので、詳しくは弊社変更受付センターまでお問い合わせください。「トラベラーズハンドブック」も併せてご参照ください。

##### ① 保険金のお支払いの対象となる主な事故

保険金の種類	保険金のお支払い方法
傷害死亡 保険金	<p>【お支払いする場合】 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて<u>180日以内</u>に死亡された場合</p> <p>【お支払い金額】 傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。ただし、同一のケガにより、すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p>
傷害 後遺障害 保険金	<p>【お支払いする場合】 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて<u>180日以内</u>に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>【お支払い金額】 後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。</p> $\text{傷害後遺障害保険金額} \times 100\% \sim 4\% = \text{傷害後遺障害保険金の額}$ <p>ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>

**【重要事項説明書】 海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

保険金の種類	保険金のお支払い方法
治療・救援費用保険金（タイプ契約専用）	<p><b>【お支払いする場合】</b></p> <p>① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で医師の治療を受けられた場合</p> <p>② 海外旅行開始後に発病した病気が原因で、海外旅行中または旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限り、）</p> <p>③ 海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p><b>【お支払い金額】</b></p> <p>被保険者が実際に支出した治療費用等（*3）のうち、社会通念上妥当と認められる金額。1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。</p> <p>（注）ケガの場合は事故発生の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用（*3）に限り、ます。</p>
	<p><b>【お支払いする場合】</b></p> <p>① 事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>② 事故によるケガをされ、または発病した病気により3日以上続けて入院された場合</p> <p>③ 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合</p> <p>④ 海外旅行中に発病した病気が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、ます。）</p> <p>⑤ 搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、緊急捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合等</p> <p>（注）被保険者の生死が確認できた後に発生した費用は対象になりません。</p> <p><b>【お支払い金額】</b></p> <p>ご契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した親族のかけつけ費用等（*3）で、社会通念上妥当と認められる金額。</p> <p>1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。</p>
疾病死亡保険金	<p><b>【お支払いする場合】</b></p> <p>① 海外旅行中に病気により死亡された場合</p> <p>② 海外旅行開始後に発病した病気が原因で旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、ます。）</p> <p>③ 海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p> <p><b>【お支払い金額】</b></p> <p>疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。</p>
賠償責任保険金（*4）	<p><b>【お支払いする場合】</b></p> <p>海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p><b>【お支払い金額】</b></p> <p>損害賠償金の額に対し、保険金をお支払いします。1回の事故につき賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 損害の発生または拡大の防止および求償権の保全等に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等の費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※ 被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権について、先取特権を有します。</p>
携行品損害保険金（*4）	<p><b>【お支払いする場合】</b></p> <p>被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品（カメラ、衣類、航空券、旅券等）（注）が、海外旅行中に盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p>（注）次のものは保険の対象に含みません。</p> <p>現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、サーフィン・ウインドサーフィン等の用具等、被保険者が滞在する居住施設内（一戸建て住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内）のもの、別送品、自動車などの付属品、データなどの無体物、動植物、商品や業務の目的のみに使用される什器など</p> <p><b>【お支払い金額】</b></p> <p>携行品一つ（1組、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度とした損害額（*3）に対し保険金をお支払いします。お支払いする保険金、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携</p>

**【重要事項説明書】海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

保険金の種類	保険金のお支払い方法
	<p>行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。</p> <p>※ 損害の発生または拡大防止のため等に社会通念上必要・有益と認められた費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p>
<p>旅行中の事故による緊急費用保険金（旅行期間が31日以内のタイプ契約専用） （*4）</p>	<p><b>【お支払いする場合】</b> 海外旅行中の予期せぬ偶然な事故により、責任期間中に被保険者が負担を余儀なくされた場合の以下の費用（*3）</p> <p>①交通費②ホテル等客室料③食事代④国際電話料等通信費⑤渡航手続費⑥渡航先での各種サービスの取消料等⑦身の回り品購入費</p> <p><b>【お支払い金額】</b> 社会通念上妥当と認められる額に対して、以下の限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p><b>【限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①から⑥までの費用については、保険期間を通じて旅行中の事故による緊急費用保険金額を限度とします。（ただし、③の食事代は旅行中の事故による緊急費用保険金額の10%を限度とします。）</li> <li>・⑦については、保険期間を通じて旅行中の事故による緊急費用保険金額の2倍を限度とします。</li> </ul> <p>（注1）保険金は日本にて円貨でお支払いしますので、事故および損害額のわかる証明書類をお持ち帰りください。</p> <p>（注2）「予期せぬ偶然な事故」は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、または旅行者によりその発生が証明されるものに限りします。</p> <p>（注3）③の食事代については、搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延・欠航・運休、着陸地変更等により、6時間以内に代替機が利用できなかったために負担した費用に限りします。</p> <p>（注4）身の回り品購入費は、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機到着後6時間以内に運搬されなかった場合に、到着後96時間以内に目的地において負担した費用に限りします。</p> <p>（注5）払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等は除きます。</p> <p>※ 損害の発生または拡大の防止のため等に社会通念上必要・有益と認められた費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p>
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用保険金 （*4）（*5）</p>	<p><b>【お支払いする場合】</b> 乗客として搭乗する航空機到着後6時間以内に、航空会社に寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合</p> <p><b>【お支払い金額】</b> 1回の事故につき10万円を限度に到着後96時間以内に目的地で支払った衣類・生活必需品購入費等に対し、保険金を支払います。ただし、当該手荷物の到着以降に支払った費用に対しては保険金をお支払いできません。</p>
<p>航空機遅延費用等保険金 （*4）（*5）</p>	<p><b>【お支払いする場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乗客として搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合</li> <li>② 搭乗した航空機の遅延等により乗継地から出発する搭乗予定の航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</li> </ul> <p><b>【お支払い金額】</b> 1回の事故につき2万円を限度に、被保険者が支出したホテル客室料、食事代、交通費等の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額に対し、保険金をお支払いします。</p>

（\*3）対象となる費用、損害額の詳細については、「トラベラーズハンドブック」またはパンフレットをご覧ください。

（\*4）他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計が損害の額をこえるときは、以下の金額をお支払いいたします。

他の保険契約等から保険金が支払われていない場合	この保険の支払責任額
他の保険契約等から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた金額。 ただし、この保険の支払責任額を限度とします。

（\*5）旅行期間が31日超のタイプ契約にセットされています。

**【重要事項説明書】 海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

**② 保険金をお支払いできない主な場合**

保険金のお支払いができない主な場合は以下のとおりです。なお、保険金をお支払いできない主な場合の詳細は「トラベラーズハンドブック」に掲載されている特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

保険金の種類	保険金のお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 治療・救済費用保険金 疾病死亡保険金	たとえば、 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、その他の変乱（注） ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無資格運転・酒気帯び運転（酒酔い運転を含みます）・麻薬等使用中の運転 ⑥脳疾患、心神喪失 ⑦医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛 ⑧妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療処置 ⑨旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ、旅行開始前に発病した病気による治療費用等 （注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
賠償責任保険金	前記③、④、⑥に加え、 ○ 保険契約者、被保険者の故意 ○ 職務遂行に直接起因する賠償責任 ○ 航空機、船舶（*6）、車両（*7）、銃器（*8）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ○ 被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任（友人から借りたカメラを破損した場合、または盗難にあった場合など。ただしレンタル業者から直接賃借した旅行用品等はお支払いの対象となります。） ○ 同居および一緒に旅行中の親族に対する賠償責任 など
携行品損害 保険金	前記①、③、④に加え、たとえば、 ○ 無資格運転・酒気帯び運転（酒酔い運転を含みます）・麻薬等使用中の運転 ○ 携行品のかし（欠陥）または自然の消耗、錆、変色、虫喰い ○ 携行品の置き忘れまたは紛失 ○ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等の危険な運動を行っている間に生じた用品の損害 ○ 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ○ 差し押さえ、破壊等の公権力の行使による携行品の損害（ただし、火災消防・避難処置・空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。） ○ 被保険者が滞在する居住施設内にある携行品
旅行中の 事故による 緊急費用 保険金	前記①～⑤、⑦に加え、たとえば、 ○ 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ○ 地震、噴火またはこれらによる津波 ○ 妊娠、出産、早産、流産これらが原因の病気、歯科疾病 ○ 運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航、運休 ○ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等の危険な運動、自動車等による公道外での競技、競争、試運転、航空機操縦中などに生じたケガ など
航空機 寄託手荷物 遅延等費用 保険金	前記③、④に加え、 ○ 保険契約者、被保険者、保険金受取人の重大な過失または法令違反 ○ 地震、噴火またはこれらによる津波
航空機 遅延費用等 保険金	前記③、④に加え、 ○ 保険契約者、被保険者、保険金受取人の重大な過失または法令違反 ○ 地震、噴火またはこれらによる津波

（\*6）ヨットおよび水上オートバイはお支払いの対象となります。

（\*7）「車両」にはレンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルはお支払いの対象となります。

（\*8）空気銃はお支払いの対象となります。

**【重要事項説明書】 海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

### （3）保険期間

#### ① 保険のご契約期間

この保険の責任期間は、海外旅行のため住居を出発してから住居に帰るまでとなりますので、保険期間はこの期間にあわせて設定してください。詳しくは弊社変更受付センターまでお問い合わせください。また、実際にお客様がご契約される保険期間については、申込画面にてご確認ください。

#### ② 保険期間の延長

ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合にはご家族・知人など日本にいらっしゃる代理の方に、弊社変更受付センターにて延長手続きを行うように依頼してください。また、以下の点につきご注意願います。

- ・ 延長手続きは日本国外では行えません。
- ・ 短期間の旅行期間の延長を除いて、日本への帰国予定が変更になったことを理由とする保険期間の延長や繰り返される延長のお申し出についてはお引き受けできないことがありますのであらかじめご了承ください。

### （4）引受条件（保険金額等）

#### ① 保険金額

保険金額のうち、傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額の設定につきましては、被保険者の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。各保険金額とも引受けの限度額がございます。

以下のa、bのいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約（後記の『[注意喚起情報](#) 2. 告知義務・通知義務等について（1）契約締結時における注意事項－①告知義務－（\*）』をご参照ください。）と合算してそれぞれ1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

- a. 保険期間開始日時点で被保険者の年齢が満15歳未満の場合
- b. 契約者と被保険者が相違する場合で、被保険者の同意がない場合

なお、ご旅行の内容によっては1,000万円超のお引受けが可能な場合もございますので、詳しくは弊社変更受付センターまでお問い合わせください。また、実際にお客様がご契約される保険金額については、申込画面をご確認ください。

#### ② お引受けできない契約

以下の場合には、ご契約のお引受けができませんので、あらかじめご了承ください。

- お申込時点でお引受けができない場合
  - a. キューバが渡航先に含まれる場合
- お申込時またはお申込後を問わずお引受けができない場合
  - b. 海外旅行中に以下の職業に従事される場合  
建設現場作業、農林業作業、テストドライバー（四輪・二輪）、オートバイ・自動車などのレーサー、猛獣取扱者、格闘技選手（プロボクサー・プロレスラー）、その他これらと同等に身体・生命の危険度の高い職業に就かれる場合
  - c. 海外旅行中に危険な運動をされる場合  
山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗（パラプレーン等パラシュート型超軽量動力機を除きます。）その他これらに類する危険な運動をされる場合

**【重要事項説明書】海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

## 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間などにより決定されます。実際にお支払いいただく保険料につきましては、申込画面に表示されたものとなりますので必ずご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払いとなります。ご契約者（お申込みされる方）名義のクレジットカードでご決済ください。

## 4. 保険契約の無効について

保険契約締結時、次のいずれかの事実があった場合、保険契約は無効になります。

- a. 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- b. 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき

(注) b.については、この保険契約に付帯された特約の各々が下記に該当する場合には適用しません。

- ① 被保険者が保険金の受取人である特約
- ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約（被保険者の被ったケガまたは病気に対して、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限り。）

## 5. 満期返れい金・配当金について

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

## 6. 解約返れい金の有無

ご契約を解約（取消）される場合は、弊社変更受付センターまでご連絡ください。なお、解約（取消）に際しては、契約内容および解約（取消）の条件によりご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは弊社変更受付センターまでお問い合わせください。

**【重要事項説明書】海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

**注意喚起情報**

**1. クーリングオフ（お申込みの撤回等について）**

クーリングオフとは、お申込人または契約者がお申込みから一定期間であればご契約の撤回または解除（クーリングオフ）が行うことができる制度です。しかしながら、この保険につきましては、保険期間が1年を超える契約はできませんのでクーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

**2. 告知義務・通知義務等について**

**(1) 契約締結時における注意事項**

**① 告知義務（ご契約時に重要な事項を弊社にお申し出いただく義務）**

「告知事項」の申告内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除し（この場合、お支払いいただいた保険料は、未経過期間に対する日割で返還します。）、保険金をお支払いできないことがあります。その他、被保険者の方の満年齢、生年月日、現在の健康状態については十分にご注意ください。また、被保険者が以下に該当する場合には、お引受けできません。

○過去3年間に傷害疾病治療費用保険金または携行品損害保険金を請求または受領したことがある場合

○他の同種の保険契約等（\*1）とこれから申込み契約を合算したあとの傷害死亡保険金額または疾病死亡保険金額が1,000万円（ご旅行者ご本人とお申込人が同一の場合のご旅行者ご本人の傷害死亡保険金額は5,000万円、疾病死亡保険金額は3,000万円）を超える場合

○病気またはケガなど健康の異常がある場合

○海外旅行中に危険なお仕事（\*2）に従事される場合

○海外旅行中に危険な運動（\*3）をされる場合

（\*1） 「同種の保険契約等」とは海外旅行（クレジットカードに付帯される海外旅行を含みます。）、普通傷害、交通事故傷害、ファミリー交通傷害、月掛ファミリー交通傷害、家族傷害、所得補償、積立型の傷害保険等の保険契約など、この商品と補償内容が全部または一部が同じ保険契約・共済契約をいいます。

（\*2） 「危険なお仕事」とは、建設現場作業、農林業作業、テストドライバー（四輪・二輪）、オートバイ・自動車などのレーサー、自転車・モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育を含む）、プロボクサー・プロレスラー・ローラーゲームの選手（レフリーを含む）・カ士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方を指します。

（\*3） 「危険な運動」とは、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗（パラプレーン等パラシュート型超軽量動力機を除きます。）その他これらに類する危険な運動等をさします。

**② 死亡保険金受取人の指定**

死亡保険金受取人は法定相続人となります。

**③ 特約の補償重複について**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（注）

（注）1契約のみに特約をセットした場合、その契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性がある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険の賠償責任危険補償特約
②	救援者費用等補償特約	普通傷害保険の救援者費用等補償特約

## 【重要事項説明書】海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください） （契約概要・注意喚起情報）

### （2）ご契約締結後における注意事項

#### ① 通知義務等（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に弊社にお申しいただく義務）

ご契約後において、告知した内容のうち次のものに変更が生じた場合には、遅滞なく弊社変更受付センターにご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約が解除されたり、保険金を削除してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- 危険なお仕事に従事される場合 など

（注）事故が発生した場合は弊社にご通知ください。ご通知いただかないと、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。なお、ご契約者の住所を変更される場合も弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせやができませんこととなります。

#### ② ご契約者の住所変更

ご契約者の住所などが変更となる場合には、弊社変更受付センターまですみやかにご通知ください。ご通知をいただかないと、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。

#### ③ 重大事由解除について

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除することがあります。

- 保険金の不正取得を目的として故意にケガや損害を発生させた場合
- 保険金の請求に詐欺行為があった場合
- 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
  - a. 反社会的勢力に該当すると認められること
  - b. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
  - c. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - d. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の運営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - e. その他反社会的勢力と会社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する恐れがある場合
- 保険契約者等と弊社との間での信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合
- ※ 反社会的勢力とは暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 3. 事故が起こったときの手続きについて

#### （1）事故の通知

海外旅行中に突然のケガ、病気などでお困りのときは、弊社日本語サービスセンターへご相談ください。滞在先別サービスセンターの連絡先は「トラベラーズハンドブック」をご参照ください。

帰国後に保険金のご請求、受領を行いたい場合は、保険金カスタマーセンター（0120-071-313 受付時間：24時間・年中無休）までご連絡ください。

- 事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合、お支払いする保険金が削減される場合があります。
- 賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、一定の条件に該当する方が被保険者の代理人として保険金を請求することができます。詳しくは弊社変更受付センターにお問い合わせください。



**【重要事項説明書】 海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

### （2）主な保険金の請求時期

保険金の請求にあたっては、以下の時期以降に弊社よりご案内する必要書類をご提出ください。

保険金の種類	保険金請求権の発生する日
傷害死亡保険金 疾病死亡保険金	被保険者が死亡された日
傷害後遺障害 保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故発生の日から180日を経過した日のいずれか早い時
治療・救援費用保険金 （治療費用部分）	医師の治療を要しなくなった時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
治療・救援費用保険金 （救援費用部分）	各費用の負担者が費用を負担した時
賠償責任保険金	損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
携行品損害保険金	事故による損害が発生した時
旅行中の事故による 緊急費用保険金	各費用を負担した時

（注）保険金請求権は、上記の各保険金請求権の発生する日の翌日から起算して3年を経過した場合に時効となります。

### （3）保険金の支払時期

各保険金は、被保険者が請求を完了した日からその日を含めて30日以内に所定の確認を行い、お支払いします。ただし、以下の特別な確認が必要な場合は、下記の日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

通常 の 確 認	① 事故の原因、事故発生の状況、ケガの発生の有無、被保険者に該当する事実 ② 保険金をお支払いできない事由に該当する事実の有無 ③ 損害の額またはケガの程度、事故と損害またはケガとの関係、治療の経過および内容 ④ 契約上の解除、無効、失効、取消の事由に該当する事実の有無 ⑤ 他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権、その他の債権、既に取得したものの有無および内容
-------------------	---

特 別 な 確 認	警察、検察、消防その他の機関による検査・調査結果に対する照会	180日
	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会	90日
	後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関の診断結果、後遺障害認定に係る専門機関による審査等の結果に対する照会	120日
	災害救助法が適用された災害の被災地域における確認のための調査	60日
	上記事項の確認について日本国内に代替手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）「特別な確認」が複数行われる場合は、そのうちの最長の日数とします。

（注2）確認にあたり、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認に応じなかったり、必要な協力を行わないことにより遅延した期間は、確認期間に含まれません。

### 4. 責任開始期について

海外旅行のため住居を出発したときに始まります。

## 【重要事項説明書】海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください） （契約概要・注意喚起情報）

### 5. 保険金をお支払いできない主な事由

傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金では、次に掲げる事由によって生じたケガ、病気や損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。

○ 戦争、その他の変乱

（「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為は保険金のお支払いの対象となります。）

○ 放射線照射、放射線汚染 など

また次のいずれかに該当する場合は、弊社は、その保険事故に対しては、保険金を支払いません。

① 保険事故が生じた時または弊社が保険金を支払うべき時に、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリスト等に該当する場合

② 告知事項として、弊社が告知を求めた渡航先において生じた保険事故である場合。ただし、保険契約締結の際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様とします。

保険金をお支払いできない主な場合については、前記『[契約概要] 1.商品の仕組みおよび引受条件等 (2) 補償内容-②保険金をお支払いできない主な場合』と併せてご確認ください。なお、詳細は「トラベラーズハンドブック」に掲載されている特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（注）この内容は、契約をお引き受けする際に大変重要な事項になりますので、十分にご確認ください。

### 6. 解約（保険契約者の申し出による解除）と解約返れい金について

ご契約を解約される場合には、弊社変更受付センターにご通知ください。契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ旅行期間終了まで継続されることをご検討ください。

### 7. 保険会社破綻時の取扱いについて

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、損害保険契約者保護機構があります。この保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。詳細については、弊社ホームページ（<http://www.chubb.com/jp>）をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

保険金支払い	破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払（補償割合100%） 3ヶ月経過後は、補償割合80%
解約返れい金	補償割合80%

### 8. ご契約内容および事故報告内容の確認

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について、一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。

確認内容は上記目的以外には用いません。

### 9. Web約款

「トラベラーズハンドブック（約款）」については、弊社Web約款サイト（<http://www.chubb.com/jp-yakkan>）をご覧ください。また紙の冊子をご希望の方は弊社変更受付センターまでご連絡ください。郵送によるお届けになりますので受け賜ってから最高7日間程度かかる場合もありますのでご了承ください。弊社ではWeb約款により環境保護活動を推進しています。

**【重要事項説明書】海外旅行保険をご契約いただくお客様へ（必ずお読みください）**  
**（契約概要・注意喚起情報）**

**個人情報の取扱いについて**

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ（<http://www.chubb.com/jp>）をご覧ください。

**(1) 主な利用目的について**

1. 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

**(2) 第三者への情報提供について**

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
3. 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
4. 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

◆商品に関するお問い合わせ

**商品内容、ご契約手続きや変更手続きなどのお問い合わせ**

変更受付センター

**03-6364-7117**

受付時間：平日午前9時～午後5時

（土・日・祝・年末年始を除く）

◆事故報告に関する連絡窓口

国内から	海外から
<p>保険金カスタマーセンター</p> <p><b>0120-071-313</b>（無料通話）</p> <p>〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号 仙台トラストタワー11階 Chubb損害保険株式会社 保険金カスタマーセンター 旅行保険課</p>	<p>弊社の24時間日本語サービスセンターでは、ご旅行中に病気やケガ、盗難などの様々なトラブルが生じた場合に、専任スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、「トラベラーズハンドブック」の該当ページをご参照ください。</p>

◆保険に関する苦情・ご相談・連絡は（国内から）

弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください	お客様と弊社との間で問題を解決できない場合
<p>「お客様サポートダイヤル」</p> <p><b>0120-550-385</b>（無料通話）</p> <p>受付時間：平日午前9時～午後5時 （土・日・祝・年末年始を除く）</p>	<p>弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細はホームページをご覧ください。</p> <p>「一般社団法人保険オンブズマン」</p> <p><b>03-5425-7963</b></p> <p>受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（土日、休日、年末年始を除く） ホームページ：<a href="http://www.hoken-ombs.or.jp/">http://www.hoken-ombs.or.jp/</a></p>